

第12796号 平成 31年(2019年) 2月5日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告示																
○造成宅地防災	災区域	の指定											(建築	課)	1
○造成宅地防災 ○造成宅地防災	《区域	の指定											Ì	, /\])	2
○指定居宅サー	ービス	重 業 考	の指言	₹							(点 肸	: 老	寸 摇	: 誰)	
○指定介護予隊	5 th	サネロ	** ** 0	- 华宏							(山1 加	' ' <u> </u>		(I/K)	2
○障害者の日常	サルド	ひが針	本 4 5	ころ公	<u> </u>	1- 士	タナ	スト	xh m	沚	(,,		,	2
律に基づく打																
	日化日	丛 义 阪	区 源 係	文 美 文	月八	区 原	文	土区	7年 /	V)	/ [/立	281	± .	十 1四	: ≐⊞ \	0
変更の届出・	 4 Ц. Ж		Λ 4. У	· · · · ·	^ 44	· · · ·	一一	· · · ·	· · · ·	.>/-	(悍	がい	有	文 抜	ままり	3
○障害者の日常																
律に基づく打	旨定目	立支援	医療機	後関 (育 成	医 獠	・ 更	生医	療)	0)	,					
指定の辞退・							• • • •		• • • •	•	(IJ)	3
指定の辞退・ 〇保安林の指定	官に関	する予	定····								• •	(森	林	保全	注課)	3
○保安林の指足	官に関す	する予	定 · · ·											IJ		3
○喀痰吸引等美	養務に	関する	登録集	宇定行	為事	業者	の登	録・・			(障	がい	者	支援	(課)	4
○喀痰吸引等美	養務に	関する	登録集	宇定行	為事	業者	の登	録辞	退 .		(IJ)	4
○喀痰吸引等美	と終に	関する	登録集	宇定行	為事	業者	の登	緑・・	· · · ·		Ì		IJ)	4
○道路の供用	目始		77. 24. 1									(敃	保全	:鯉)	-
○道路の供用○道路の区域	5 亩													II		5
公 告	之义											("	,	J
	口八計	画の 剱	司由翁	±					. (典↓	h .	## 1. \	工	士 顸	(田)	5
○農用地利用酉 ○土地改良区の	に刀 司 マ 参り	囲り形	리	₹					. (辰片	14	1旦 (曲	++	乂 阪	〔1休 /	5 5
	ノル泳:	发 史 ஸ	н]								•	(辰	一个门	一世		Э
	大 頼		F + \	~ l\ 155	111. 145	/II 6+		1.77. 524.	1-+ ->-	^						
〇平成30年月					地域	保煙	医療	推進	協議	会						
救急医療専門	引部 会	の会議														
	• • • • •			(球磨												
○政治資金規制											(選	挙管	理	委員	(会)	6
○政治資金規制											(IJ)	7
○政治資金規制	引法に:	基づく	政治区	日体の	名称	等の	公表				(IJ)	7
○政治資金規制	訓法に	基づく	政治国	用体の	名称	等の	公表				(IJ)	8
○政治資金規制	訓法に	甚づく	政治区	日体の	名称	等の	公表				Ì		IJ)	8
○政治資金規制	非法に	薫べく	政治局	計伝の	名称	等の	公表				ì		IJ		í	8
〇平成30年月	的人(2)	金 / N	在 庄)	基油	州 试	保健	互客	推准	也 釜	\triangle	(,	O
の開催・・・・	× (2		一 /文 /	/N 1E	7E 75%	<i>N</i> Æ	. (菊池			事匠	安出	: 准	协 詳	· 🛆)	9
の能士用いい	とは に	となった	注厶	(TF 14:	2.0	左曲	笠 1				き区	77只 1日		加 哦	はエノ	9
○熊本県いじる20回まで)	り別正。	刈 艰 番	俄 云	(平成	3 0	十皮	舟 Ⅰ		かり	おい	L 17+	المات ال	. 55:	会 辛	· ^ \	9
) 19万	正 对	朿	番 譲	会会)	9
○熊本県議会諸	展貝一:	版選挙	におり	7 る 立	(医補		有 況	明会	の開	催	/ N==	\\		T. [7	^ \	
O T D O O ':-			· · · · · ·		· · · · ·						(選	挙管	埋	妥 貝	(会)	10
〇平成30年月		0 1 8	年度)	第 2	四熊.	本県	松立	字校	番議	会	, _					
の開催・・・・・											(私	立学	校:	審 議	会)	10

告 示

熊本県告示第71号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第1項の規定により造成宅地 防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。 平成31年(2019年)2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

下陳2地区(大規模)

下陳 2 地区 (入規模) 上益城郡益城町大字下陳字三竹697番、697番地先の水、698番1、698番 2、698番3、698番4、698番5、699番・700番合併、699番・70 0 番合併1、701番・702番合併、701番・702番合併1、704番、706 番1、706番2、又706番2、707番、708番、709番、710番、710 番地先の水、722番、723番、724番、725番1、725番2、726番、7 27番、728番、711番、712番・713番合併、714番、715

番、716番、717番、718番、719番、720番、721番、729番1 29番2、729番3、729番4、730番1、730番2、731番1、73 2、731番3、732番1、732番2、733番1、733番2、734番1 34番2、734番2地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、734番3、 5番1、735番2、736番、736番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、 742番、742番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、742番地先の道、 743番1・744番合併、743番2、762番地先の水の一部(次の図に示す部分 に限る。)、763番、764番、765番、765番地先の道の一部(次の図に示す部 分に限る。)、766番、767番、768番、 769番、770番、771番、779 番、798番1、798番2、804番の一部

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第72号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第1項の規定により造成宅地 防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。 平成31年(2019年)2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

基

自 都 土

1:17

小森グリーン西原地区

阿蘇郡西原村大字小森字塩井社1801番25、1801番26、1801番27、1801番28、1801番29、1801番30、1801番31、1801番32、1801番33、1801番34、1801番35、1801番36、1801番37、 1801番38、1801番39、1801番42、1801番43、1801番44、 1801番38、1801番35、1801番42、1801番43、1801番44、1801番45、1801番46、1801番47、1801番10、1817番1、1817番2、1817番3、1817番4、1801番7の一部(次の図に示す部分に限る。)、1813番の一部(次の図に示す部分に限る。)、1816番の一部(次の図 に示す部分に限る。)、1820番2の一部(次の図に示す部分に限る。)、2060番3の一部(次の図に示す部分に限る。)、1820番2地先の水の一部(次の図に示す部分 に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に 備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第73号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サー ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成31年(2019年)2月5日

			R 个	
事業者の名	事業所の名称	事業所の所在地	 指定年月日	サービスの種
称又は氏名	# X // V2 /4 /17	T A M V M E M	1F /C //	類
社会福祉法	養護老人ホーム	山鹿市鹿本町来	平成31年(20	特定施設入居
人山鹿むつ	寿楽荘	民978番地1	19年)2月1日	者生活介護
み福祉会				

能术旧知重

能术旧加市

熊本県告示第74号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防 サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示 する

平成31年(2019年)2月5日

			熊 半 界 却 争	局 14 大
事業者の名	 事業所の名称	 事業所の所在地	指定年月日	サービスの
称又は氏名	事業別の名称	事業別の別任地 	111 足 平 月 口	種類
社会福祉法	養護老人ホーム	山鹿市鹿本町来	平成31年(20	介護予防特
人山鹿むつ	寿楽荘	民978番地1	19年)2月1日	定施設入居
み福祉会				者生活介護

熊本県告示第75号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第12 3号) 第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったの で、同法第69条の規定により公示する。 平成31年(2019年)2月5日

(育成医療・更生医療)

郁 熊本県知事 蒲 島 夫

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーシ	医療機関の	八代市大福寺町2	八代市揚町35	平成29年(201
ョン向春苑	所在地	4 1 1 番地 1	地 2	7年)10月17日
訪問看護ステーシ	医療機関の	人吉市二日町22	人吉市南泉田町8	平成30年(201
ョン愛生会	所在地	番地	9番地	8年)7月1日
ライフケア訪問看	医療機関の	玉名市滑石230	玉名市中751番	平成30年(201
護ステーション	所在地	5番地4	地 4	8年)11月28日

熊本県告示第76号

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第65条の規定により指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、 同法第69条の規定により公示する。

平成31年(2019年)2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(育成医療・更生医療)

指定自立支援医療機関の名称及び	担当する医	辞退年月日
所在地	療の種類	
池田薬局	調剤	平成31年(2019年)
八代市豊原中町408番地1		1月31日
阿蘇郡市医師会立訪問看護ステーション	訪問看護	平成31年(2019年)
阿蘇市黒川1178番地		1月8日
ひらせ記念リハビリ苑老人訪問看護ピース	訪問看護	平成30年(2018年)
フルステーション		1 2 月 2 0 日
合志市福原3111番地		

熊本県告示第77号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。 平成31年(2019年)2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町米迫字猪ノ塔573番1、573 1 番 3

- 指定の目的 土砂の流出の防備 2
- 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

字猪ノ塔573番1・573番3 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置 いて縦覧に供する。)

熊本県告示第78号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。 平成31年(2019年)2月5日

熊本県知事 蒲 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町花上字東岩下531番3、532 1 番

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件 3

- (1) 立木の伐採の方法
- 次の森林については、主伐は、択伐による。 字東岩下531番3・532番(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産 部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置 いて縦覧に供する。)

熊本県告示第79号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定に より登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条 の8の規定により次のとおり公示する。

平成31年(2019年)2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
合同会社サンスマイル	合同会社サンスマイル	4 3 2 2 0 0 0	平成31年(2
熊本市南区野田二丁目	熊本市南区野田二丁目9番	5 2	0 1 9 年) 1月
9番12号	1 2 号		28日

熊本県告示第80号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第2項において準用する同法第48条の6第2項の規定による登録特定行為事業者の登録辞退の届出があ ったので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示

平成31年(2019年)2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

	711	1 1 2 1 1 2 1 1 1 1 1	1 3 131
事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	辞退年月日
一般社団法人地域生活Y	サポートセンターかがやき	4 3 2 2 0 0	平成30年(20
ou&I	熊本市中央区新屋敷一丁目	0 3 5	18年)8月31
熊本市中央区新屋敷一丁	1 3 番 4 号		日
目 1 3 番 4 号			

熊本県告示第81号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定に より登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条 の8の規定により次のとおり公示する。

平成31年(2019年)2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
株式会社クオリティオ	サポートセンターかがやき	4 3 2 2 0 0 0	平成31年(2
ブライフ	熊本市中央区新屋敷一丁目	5 3	0 1 9 年) 1月
熊本市東区尾ノ上二丁	$1 \ 3 - 4$		28日
目 2 6 - 8 (南棟)			

熊本県告示第82号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の 供用を開始する。

その関係図面は、平成31年(2019年)2月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備考
-------	-----	-----------	---------------	----

一般県道	原植木線	菊池市旭志伊坂字村内	113. 2	防安交
		222番1地先から		(改築)
		菊池市旭志伊坂字大笹		
		741番1地先まで		

2 供用を開始する期日 平成31年(2019年)2月5日

熊本県告示第83号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成31年(2019年)2月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅 員 (大子))	延 長 (大小)	備考
一般県道	二重峠菊池線	菊池市大字下河原字神前鶴722番1地先から菊池市大字下河原字神鶴	前	4.3 ∼ 15.9	817.0	現道拡幅
		577番2地先まで	後	12.0 ~ 35.1	800.0	

2 区域を変更する期日 平成31年(2019年)2月5日

公 告

熊本県公告第68号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成31年(2019年)2月5日から同月18日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成31年(2019年)2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定	E等を受ける者	 賃借権の設定等を受ける土地		
氏名又は名称	住 所	負相権の政定等を支ける工地		
杉下 政一	人吉市上漆田町	人吉市上漆田町字灰塚4191番ほか1		
		筆		
東 一善	人吉市下漆田町	人吉市下漆田町字新領2508番1		

2 申請年月日

平成31年(2019年)1月24日

熊本県公告第69号

熊本市南区奥古閑町に事務所を置く熊本市南土地改良区理事長から平成31年(2019年)1月7日付けで申請のあった定款の変更については、平成31年(2019年)1月28日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

平成31年(2019年)2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼

球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成30年度(2018年度)球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

平成31年(2019年)2月5日

球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
 - 平成31年(2019年)2月6日(水)午後1時30分から
- 2 開催場所
 - 旧・熊本県人吉保健所2階第2会議室(人吉市寺町12-1)
- 3 議題
 - (1) 今年度の当圏域の健康危機管理体制について
 - (2) 球磨管内の救急搬送状況について
 - (3) 救急医療体制について
 - (4)健康危機管理に係る報告
 - (5) その他
- 4 傍聴者の定員

5 人

- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、 事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先

人吉市西間下町86番1号

球磨地域保健医療推進協議会事務局 (人吉保健所総務福祉課)

(電話0966-22-1040)

熊本県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成31年(2019年)2月5日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

政治団体設立届

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

国会議員関係政治団体以						
政治団体の 名称		長者の E名		₹任者の E名	主たる事務所の 所在地	届出年月日
池田よしたか後援会	池田	芳隆	池田	美恵	熊本県人吉市 下薩摩瀬町742番地10	平成30年(2018年) 12月21日
甲斐純一郎後援会	甲斐	純一郎	西村	勝弘	熊本県阿蘇市一の宮町 中通1677番地	平成30年(2018年) 11月5日
草村大成後援会	草村	大成	草村	かおる	熊本県阿蘇郡高森町 大字高森1592	平成30年(2018年) 11月27日
こうもと達人後援会	塚本	忠	上村	日出男	熊本県熊本市西区 池田2丁目43番68号	平成30年(2018年) 12月18日
こだま正孝後援会	田口	孝二	宮本	龍紀	熊本県阿蘇市 黒川1305	平成30年(2018年) 12月17日
营嶋公尚後援会	濱崎	隆義	福田	精 <u></u>	熊本県荒尾市 上井手142	平成30年(2018年) 12月18日
関戸えみこ後援会	関戸	惠美子	坂本	光広	熊本県上益城郡嘉島町 大字下六嘉3682	平成30年(2018年) 12月25日
園田よしのぶ後援会	園田	義宣	鉄田	京一	熊本県上益城郡嘉島町 大字上六嘉363番地	平成30年(2018年) 10月9日
田島ゆきはる後援会	田島	幸治	田島	正子	熊本県熊本市北区 龍田7丁目20-21	平成30年(2018年) 11月19日
チーム人吉	村口	隆	中村	光宏	熊本県人吉市 灰久保町18-2	平成30年(2018年) 12月19日
ひろせ英二後援会	濱田	孝司	山部	仁嗣	熊本県菊池郡菊陽町 新山3丁目10-13	平成30年(2018年) 11月21日
古木孝宏後援会	古木	孝宏	津田	蘇耕	熊本県阿蘇市一の宮町 坂梨2121	平成30年(2018年) 12月5日
增岡司後援会	增岡	司	増永	安治	熊本県上益城郡嘉島町 大字上六嘉222番地	平成30年(2018年) 11月20日
やなぎさこ好則後援会	新立	#	新立	広	熊本県葦北郡津奈木町 大字岩城2951-26	平成30年(2018年) 11月21日
吉村けんじ後援会	渡邉	善文	吉村	良一	熊本県熊本市北区 鶴羽田町1041-120	平成30年(2018年) 10月31日

	*		×			
日本母親連盟熊本支部	統方	佳子	伊藤		熊本県水俣市八幡町	平成30年(2018年)
m Transcriment Auto	TH / J	ine a	12. ESE	and della	3丁目3番1号	11月14日

熊本県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成31年(2019年)2月5日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

届出事項等の異動届

(1)政党の支部

(1/20/30/07/CHB							
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		新		旧	異動年月日
自由民主党あさぎり町支部	愛甲 一典	会計責任者の氏名	永井	英治	宮原	俊彦	平成30年(2018年) 10月5日
自由民主党熊本県 熊本市第二十支部	田尻 雄二	代表者の氏名	田尻	雄二	田尻	清輝	平成30年(2018年) 5月15日
自由民主党熊本県 土地改良支部	大石 二郎	代表者の氏名	大石	二郎	大薄	* -	平成30年(2018年) 12月1日

(2)その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体) 新 IB 代表者の氏名 異動年月日 政治団体の名称 異動事項 平成30年(2018年) 带田遺後擇会 荒田 儘 代表者の氏名 無田 儘 太村 7 10月24日 熊本県八代市 態本県八代市 主たる事務所 平成30年(2018年) 北岡せいと後援会 北岡 星斗 上日置町 本野町2568-1 の所在地 11月5日 4791-2-502 熊本県行政書士 日本行政書士 平成30年(2018年) 能本學行政書士政治連盟 坂田 圭佑 政治団体の名称 政治連盟 政治連盟熊本県支部 11月1日 能本県農村振興 熊本県土地改良 平成30年(2018年) 熊本県農村振興政治連盟 中村 博生 政治団体の名称 政治連盟 政治連盟 9月25日 平成30年(2018年) 代表者の氏名 坂崎 博憲 尾方 長男 12月13日 坂崎 博憲 市長を囲む会 平成30年(2018年) 会計責任者の氏名 林田 种山 健早 智子 12月13日 平成30年(2018年) 横田 隆典 島村哲也後援会 代表者の氏名 横田 降典 猿渡 1 12月11日 主たる事務所 熊本県球磨郡錦町 熊本県球磨郡錦町 平成30年(2018年) 田中 良素 高田孝徳後援会 大字一武2111-2 大字一武1558-1 12月20日 の所在地 平成30年(2018年) 濟羅 田尻きよてる後援会 田尻 雄二 田尻 雄二 田屋 代表者の氏名 5月15日 平成30年(2018年) 坂崎 博憲 尾方 長男 代表者の氏名 12月13日 坂崎 博憲 田中信孝後提会 平成30年(2018年) 秋山 健兒 林田 智子 会計責任者の氏名 12月13日 平成30年(2018年) 林田 智子 田中信孝政治研究会 田中 信孝 会計責任者の氏名 秋山 健兒 12月13日 平成29年(2017年) 田中英雄後援会 前田 勝志 会計責任者の氏名 坂本 直樹 村上 浩 12月31日 平成30年(2018年) 两村尚就後擇会 會田 功 會田 Ιħ 強治 一里 代表者の氏名 10月29日 法第十九条の七 国会議員関係 第一項第二号に 係る国会議員関係 平成30年(2018年) 国会議員関係 政治団体以外 望の会 河津 悦雄 政治団体の区分 12月28日 の政治団体 政治団体 平成30年(2018年) 高濱 東あつみ後援会 生山 正博 代表者の氏名 生山 正博 一昭 12月1日 平成30年(2018年) 道脇 前田ゆうじ後援会 前田 裕二 会計責任者の氏名 干鶴 清田 和美 12月9日 MELON熊本 平成30年(2018年) 一成 内田 義人 渡邊 一成 代表者の氏名 渡邊 社会活動委員会 10月1日 平成30年(2018年) 中山 美紀 佐藤 清子 能本憑歯科衛生士連盟 会計責任者の氏名 はるみ 原田 7月1日

熊本県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。 平成31年(2019年)2月5日

^{※「}異動年月日」は届出が行われた年月日ではなく、異動事項が発生した年月日になります。

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

政治団体解散届

(1)政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党熊本県熊本市第二十支部	田尻 雄二	平成30年(2018年) 5月15日

(2)その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表:	者の氏名	解散年月日
清風会	中山	賢二	平成30年(2018年) 9月10日
田尻きよてる後援会	田尻	雄二	平成30年(2018年) 5月15日
田中英雄後援会	前田	勝志	平成29年(2017年) 12月31日
福田としお後援会	村上	武文	平成30年(2018年) 8月31日

※「解散年月日」は届出が行われた年月日ではなく、政治団体が解散した年月日になります。

熊本県選挙管理委員会告示第4号

一政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成31年(2019年)2月5日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

資金管理団体指定届

届出	資金管理団体の 届出をした者 公職の種類 (代表者)の氏名		資金管理団体の 名称	主たる事務所の 所在地	指定年月日
增岡	司	嘉島町議会議員		熊本県上益城郡嘉島町 大字上六嘉222番地	平成30年(2018年) 11月20日

熊本県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成31年(2019年)2月5日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

資金管理団体届出事項の異動届

届出	理団体の Eした者の 氏名	資金管理団体の 名称	異動事項	新		(E	3	異動年月日
田尻	X	田尻きよてる後援会	代表者の氏名	田尻 雄二	1	田尻 漳	青輝	平成30年(2018年) 5月15日

※「異動年月日」は届出が行われた年月日ではなく、異動事項が発生した年月日になります。

熊本県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成31年(2019年) 2月5日

> 熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

資金管理団体でなくなった旨の届

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の 届出をした者の氏名		資金管理団体でなく なった年月日
田尻 雄二	田尻きよてる後援会	平成30年(2018年) 5月15日

菊池地域保健医療推進協議会公告第1号

平成30年度(2018年度)菊池地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。 なお、当協議会の傍聴手続は、次のとおり。 平成31年(2019年)2月5日

菊池地域保健医療推進協議会長

平成31年(2019年)2月20日(水)午後3時から午後5時まで

開催場所

熊本県県北広域本部総合庁舎別館2階大会議室(菊池市隈府1272-10)

- 議題
- (1)協議事項

第7次菊池地域保健医療計画の取組状況について

- (2) その他
- 傍聴者の定員

10人

- 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事 務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 問合せ先

菊池市隈府1272-10 菊池地域保健医療推進協議会事務局

熊本県菊池保健所総務企画課内

(電話0968-25-4156)

熊本県いじめ防止対策審議会公告第14号

熊本県いじめ防止対策審議会(平成30年度第17回から第20回まで)の会議を次の とおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成31年(2019年)2月5日

熊本県いじめ防止対策審議会会長 岩永 靖

開催日時及び開催場所

(1) 第17回熊本県いじめ防止対策審議会

平成31年(2019年)2月12日(火)午後1時から午後3時20分まで 熊本市中央区水前寺公園28番51号 ホテル熊本テルサ 2階 小会議室1

(2) 第18回熊本県いじめ防止対策審議会

平成31年(2019年)2月18日(月)午前9時から午前11時20分まで 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館 13階 展望会議室 (3) 第19回熊本県いじめ防止対策審議会

平成31年(2019年)2月22日(金)午後1時から午後3時20分まで ホテル熊本テルサ 2階 小会議室1 熊本市中央区水前寺公園28番51号

(4) 第20回熊本県いじめ防止対策審議会 平成31年(2019年)2月28日(木)午後1時から午後3時20分まで

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館 13階 展望会議室 2 議題

- (1)会議の公開・非公開の決定及び傍聴について
- (2)審議
- 傍聴者の定員

10人

- 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴希望者が、10人を超える場合は、会議開始10分前に受付を終了し、抽選

を行う。

その他 5

議題」のうち、(2)審議については、「審議会等の会議 今回の審議会では、「2 の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。

問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県教育庁教育指導局高校教育課いじめ防止対策班

(電話096-333-2720)

熊本県選挙管理委員会公告第1号

平成31年4月7日執行熊本県議会議員一般選挙における立候補手続き等について、次 のとおり説明会を行います。

平成31年(2019年)2月5日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

- 平成31年(2019年)3月4日(月)午後3時から
- 場 所 熊本県庁行政棟本館地下大会議室
- 問合せ先 3

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県選挙管理委員会(熊本県総務部市町村・税務局市町村課選挙班) (電話 096-333-2104)

熊本県私立学校審議会公告第3号

熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。 平成31年(2019年)2月5日

熊本県私立学校審議会

1 開催日時

平成31年(2019年)2月13日(水)

午前10時から12時まで(予定)

開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁本館5階審議会室

議題

【諮問事項】

- (1)保育所型認定こども園への移行に伴う幼稚園(1園)の廃止認可について
- (2)学校法人八千把学園の解散認可について (公開)
- 城北高等学校の収容定員に係る学則変更認可について (公開) (3)
- (4)
- 勇志国際高等学校の学則変更認可について (公開) くまもと清陵高等学校の学則変更認可について (公開) (5)
- 崇城大学専門学校の廃止認可について (公開) (6)

【事前協議事項】

- (1)王栄幼稚園の収容定員増に係る事業計画について (公開)
- 傍聴者の定員
 - 5 人
- 傍聴手続
 - 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。 (1)
 - 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県私立学校審議会事務局(熊本県総務部総務私学局私学振興課私学運営支援班) (096-333-2064)